

生活支援体制づくり協議体（地域包括支援センターしんぱら担当圏域レベル） 開催報告書	
1 開催日時	令和 6 年 11 月 29 日（金） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
2 開催場所	浜松市ふれあい交流センター浜北
3 参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員（自治会、民生委員児童委員協議会、地区社協、シニアクラブ、CSW、地域包括支援センター）：11名</li> <li>・行政（高齢者福祉課、長寿保険課）：4名</li> <li>・地域包括支援センターしんぱら：1名</li> <li>・市社協（浜北地区センター、地域支援課）：3名</li> </ul>
4 協議の内容	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>（1）令和6年度生活支援体制づくり協議体 分科会報告について</p> <p>①【浜名地区の委員より説明】</p> <p>・11/24(日)に浜名第2回ボッチャ大会を開催。今回で3回目の実施で、試合形式で始めたのは今年から。40数名参加してくれ、かなりボッチャが普及して参加してくれる人が増えたと感じた。大会前の16日にボッチャのボールに触れる機会を設けた。来年は本格的な大会にしたいと思っている。ボッチャを楽しむというだけでなく、ボッチャを通じて浜名地区の人たちと顔見知りになって笑ったり怒ったりしながら過ごすことで、浜名地区の地域のコミュニケーションを高めていきたいというのが狙い。以前は講師を呼んで講演会を年2回行っていたが、顔見知りになるというのは希薄だったため、3年前からボッチャというツールを入れている。参加した方々から「楽しかったよ、来年はもっと頑張る」との話が聞かれた。</p> <p>・家事支援はこの夏どこのお宅も草が伸びて、草取り隊が活躍していた。最近落ち着いてきて、年末に向けた掃除や片付けにシフトしていくと思われる。協働センター祭りで浜名家事支援の会のパネルを作り広報した。地域にお住まいでない方も来られて質問されることがあったため、今年是他地区の家事支援の案内も出させてもらい、すぐにお答えできるようにした。</p> <p>②【亀玉地区の委員より説明】</p> <p>内容別紙（分科会報告資料）参照</p>

## (2) 移動支援について事例報告

(事務局) しんぱら協議体が令和3年度から移動支援の話がでていいる。その中で住民主体サービス補助金の説明を行ったり北浜中地区の方に来てもらい事例報告をしてもらったりしている。協議体で話し合ってきた内容を生活支援コーディネーターが両地区社協の役員会に参加し、移動支援について話をさせていただく機会も設けさせてもらった。そこでも「事故の課題や地区社協の負担が多い」という意見、「市行政や市社協でここまではやるから、という姿勢をみせてほしい」という意見、「協議体で検討したが住民の助け合いでの実施は難しいから市行政が何かやってくれるのを待つのではなく、どうすれば実現できそうかという案を協議体で作成し、市行政に提案していくのが良いと思う」という意見を両地区社協の役員会でいただいている。協議体の話し合いと両地区社協に参加した際にいただいた意見の内容も大きくずれはなく、同じ方向を向けていると感じている。このような内容であれば実現できそうという内容で作成していくため、他の市町の事例も聞いてみたいというところで清水区の駒越市と磐田市の南御厨の事例を報告している。2か所では情報が少ないということで、今日新たに3か所の事例を報告させてもらう。

内容別紙(旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会、乙島ボランティアらんらん、御殿場市東山二の岡生活支援お助け隊) 参照

(事務局) 移動支援サービス比較表を配布している。その中にしんぱら圏域(浜名・鹿玉)で加えている。どのような内容であれば取り組みやすいか、この後ご意見いただきたい。

内容別紙(移動支援サービス比較表) 参照

### 【委員より質問・意見】

(委員) 移動支援をする際の距離(範囲)は決まっているのか?

(事務局) その地区内で決めている。

(委員) 最初にサービスを実施する地区を決めてあり、基本的にその地区内としているが隣接する地区で時間的、距離的にあまり離れていないところであれば状況に応じて対応しているところが大体だった。表の中に利用料と謝礼とあるが、別々にということか?

(事務局) 利用料は運営する会が受け取っているもの。利用料とは別に利用者が会員に対して直接謝礼を払っている場合もある。

(委員) ここに謝礼と記載があるところは、利用料とほぼ同額を会員に謝礼として渡しているというニュアンスか?

(事務局) ばらつきはあるが、別途謝礼を支払うという対応をしているところもある。

(委員) 移動支援と書いてあるところのサービス内容について、付き添い支援であると明確に記載しているところがある一方、移動支援と記載しているだけのところもあるが移動だけのサービスでも実施は可能なのか？

(事務局) 移動支援と記載している地区は利用料や運賃を無料としている。移動のみの支援の場合ガソリン代等実費は受け取っても良いが、移動に対しての対価(運賃)は受け取ってはいけないため、そこが無料になるように対応している。北浜中地区でも“付き添いに伴う移動”としている。

(委員) 5地区ある中で、無料と書かれているのは磐田市と乙島になるので、ここは移動のサービスとしているということになる。しかし、利用料を無料とすると費用負担をどうするかという話になってくると思われる。磐田市の場合は市の補助金80万円あるが、乙島の場合は経費の50%を補助と書いてあるので、必ずしも補助金だけではできない。何か別の収入の手段がないとやっていけないという問題もあると思われる。その他はあくまでも付き添い支援だということだと思うが、御殿場では美容院・理容院も含まれている。付き添いが必要な場所かということそうではないような気もする。幅広い移動支援をできるとしているところは、料金との関係をどのような形にしているのかが疑問点。

(事務局) どういった解釈で進めているのかは確認できていない。

(委員) 5地区全てが年会費や年間登録としているため、利用するために会員として登録をしていると思うが、会員の場合利用規則等がありそれに承諾したうえで利用しているのか？その利用規則等があれば確認したい。実施する中で一番心配なのは事故。事故に対しての担保というか責任についての確認をしているのかが気になっているところである。また、担い手ボランティアの年齢について質問がある。担い手は高齢者なのか？副業として行っている場合もあるか？高齢者が担っているとなるとやはり事故の部分で気がかりな要素がある。

(事務局) 北浜中地区では登録の段階で規定を作成していると思われる。

(市社協) 規定等は入手していない。またもらうようにしたい。北浜中地区では、利用者へ最初に説明するための資料がある。またそれをご案内したいと思う。支援者の年齢について。駒越と磐田市には実際行っており、東山二の岡はzoomで話をさせてもらっているためこの3か所に関するところだが、60、70代の方がメイン。仕事を退職し時間に余裕が出た方が中心。どこの地域も現役で働いている方が支援者となっているところはない。

(委員) 旭ヶ丘について、介護予防・生活支援サービス事業の補助金を受けているため、基本的には要支援の認定を受けている人が対象となると思うが、要支援の認定がない方はこの事業とは分けて行っているのか？

(事務局) 同じ事業の中で、同数未満であれば対象者以外の方でも事業に参加しても良いとして訪問型サービスBの補助金が出されていると確認している。

【しんばら圏域(浜名・鹿玉) ※案】

(委員) こんな形ならできる、こんな形ではできないというところで項目を埋めていきたい。自主的にできるのか、行政の協力を得ないとできないのかというところを明確にし、その部分について行政へ依頼をしていく。

①場所：浜名地区鹿玉地区

②実施主体：浜名地区社会福祉協議会、鹿玉地区社会福祉協議会

これは、それぞれの地区社協がそれぞれに行うという意味でいいのか？

(事務局) その通り。

(委員) 両地区が一緒になって一つの組織体として行っていくという考え方もあろうかと思われるがどうか。先に進んだ中でご意見があれば。

③支援内容：家事支援

既存の家事支援の並びに、付き添いに伴う移動支援を記載しているがどうか。

(委員) 今実施している家事支援を記載すると混同してしまう。今検討している移動支援の内容を明確にするためには、移動支援としてその中でどういったものが対象となるかというところを記載してはどうかと思う。

(委員) 移動支援と打ち出して、その中に具体的な内容を明示するということか。事務局への質問だが、他地区の事例の中で、利用者がこういう移動を手伝ってほしいという中に病院、買い物以外になにかあったか？

(事務局) 北浜中地区ではお墓参りがあげられていた。通院が一番多いとは聞いている。

(委員) ここに謳うのは“買い物、通院等”として、お墓参りも含めればどうか。項目が増えるとタクシー代わりに使われることが懸念される。

(委員) 役所での手続きについても含めていいのではと思う。

(事務局) あくまで付き添いの支援がメインでそこに移動が伴うという感覚となる。でないと実施ができなくなってくるので、買い物、通院、行政手続き等中まで付き添う事がメインで、それに付随しての移動支援となるものしか内容に含めることはできない。

(委員) 例えば、駅まで送ってほしいという依頼はダメという事か。具体的にどこというわけでもなくとも付き添いが必要な移動に対する支援というところを明確にすれば良いと思う。

(委員) 支援内容は「移動支援サービス(病院、買い物等付き添い支援を伴うもの)」としてはどうか。

④対象者：浜名地区・鹿玉地区にお住まいの高齢者、障がいのある方

(委員) いわゆる浜名地区、鹿玉地区に限定すると、範囲外になるケースがあると思う。

特に病院は地区外に通っている方が多くいる。その考え方をどう表現、制限するかを議論した方が良いと思う。事例の中で時間を設定しているところがあったと思う。区域で決めると例外について考えるのが大変になるのでは。

(事務局) 北浜中地区では基本は旧浜北区内で2時間以内の支援に収まる範囲。それを超える、もしくは区外に出る場合は要相談としていた。基本的には浜名地区、亀玉地区として、状況に応じて相談という余白を作っておけば良いのではと思う。

(委員) 今の部分を明確に示しておくのか、内規で決めておき、そういった案件が来た時に内規と照らし合わせて相談に応じるようにするのか。

(委員) 磐田市の乗り合いタクシーでは、区域内は一律料金で、磐田病院は区域外だが別料金で利用可能としている。病院名を具体的に記載している。

(委員) 他区の近い病院より圏域内でも遠いところがあると思う。そういったところもどのようにとらえるか。

(委員) 区域外で主に利用するところは病院くらいかと思われる。「ただし、病院については2時間内」等というようにしておいてはどうか。

(委員) 元々かかっていた総合病院から、独立した医師についていく場合もある。その場合遠くなるが、どうしてもそこに行きたいという希望もあると思う。そのため病院については要相談としておき、時間や距離について内規で制限を加えれば良いのでは。あくまでも地区内だが、地区外も相談に乗るとできれば良い。

(委員) 但し書きで明確にしておいた方が良いでしょう。病院については相談に応じますと。買い物でも今回はここに行きたい等という話になり、きりがなくなってしまう。

(委員) 病院は例外的に相談に乗るとしておき、基本は地区内。細かくは内規に示しておくようにするか。その他対象者のところで意見はあるか。

(委員) ここにある、高齢者は65歳以上で良いか？

(事務局) その通り。家事支援の会の対象者をそのまま当てはめている。後期高齢者、1人暮らし、高齢者世帯等細かく決めるべきか。

(委員) 家事支援は、同居の家族がいる場合は受け付けない。この表現だと、同居の家族がいる場合でも利用できるように見える。それでは家事支援は対象外になってしまうのでグレーゾーンかと。高齢者という表現も、何歳以上と明らかにしておいたほうが良いと思う。同居の家族がいる方は外したい。お困りごと等に地域で役立ちたいという思いはあるが、まずは家族で頑張るというのも必要だと思う。無理にこちらが入りこんでいく必要はないかと。免許を返納する人が増えて移動に困っている人が多くなっているのも事実なのでシステムは整えていく必要はある。免許返納している人限定で良いか？免許を持っている人はどうしていくか？

(委員) 障害のある方も同じくで、同居の家族がいる場合は除くという表現を付けた方が良いと思う。

(委員) 家事支援の中で、同居の方がいるとだめというのは、どのように決めたのか？  
家事支援の規定の中で決めているのか？地区によって異なるのか？

(委員) その通り。

浜名地区では、同居であっても日中独居の方も多。そのため見直しも必要ではという意見はでてきているが「息子に言ってもやってくれないから」という理由では家事支援の対象とするには理由が薄いかなと感じている。その場合には民生委員などに相談して、家事支援以外のところで支援が入るように情報共有はしている。

(委員) 亀玉地区は同居の方がいても要望があれば支援するのか？

(委員) ケースバイケースとしている。同居しているかどうかだけを条件にすると、それぞれ生活形態が異なっており、訪問して話を聞いてみると、同居はしているが家族は全く関与しておらず、高齢者が痛い身体を引きずって作業しているというケースもある。アバウトなケースになってしまうが、堅実にその人が困っているということであれば対応すべきではないかという方向でいる。明確にした方が楽であるが、生活の実態をみていると、そうとばかりは言えないという部分が非常に悩ましい。

(委員) 家事支援の交流会の中で個別に判断して決めているというのが実態。年齢は後期高齢者とするか？

(市社協) 北浜中地区がどういう方を対象にしているかについて。まず3つの区分があり、高齢者(65歳以上の世帯)、障害のある方(65歳以下可)、その他委員長が必要と認めた方としている。高齢者(65歳以上の世帯)には3つのポイントがある。人の手を借りなくても自分で車の乗降ができる人、身体が不自由であっても介護者が同乗して手助けができる場合は支援する、子供と同居でも日中独居の人。障がいのある方については、自分で車に乗降できる人。これが利用者の資格となっている。

(委員) 家事支援と移動支援の違いは日中独居の人をどう対応するかということ。移動支援の場合、通院は日中行くため家族は仕事に行っているというケースをどう取り扱うか。同居しているからダメとなると困っている人を救える範囲が少なくなってしまうと思う。

(委員) 通院に関してのみ日中独居の方と限定してはどうか。買い物に関しては家族がいる時間に対応可能かと思う。なるべく日中独居まで広げたくないところではある。どんどん高齢化率が高くなる中で、移動支援の間口を広げると支援する側が手一杯になってしまうのではないかと懸念している。

(委員) 日中独居という言葉を入れる必要はないかと。限定して、団体の長が認める場合は利用できるとすれば良い。

(委員) 北浜中地区の表現方法を参考に記載するのが良いのでは。  
年齢は後期高齢者でどうか。その他委員長が認めた方の中には年齢のことも含まれると思う。

⑤利用料：30分300円（支援1人あたり）

これは現在の家事支援の料金体系を案としている。他地区との比較も参考にしながらどう考えるかというところでご意見いただければ。

（委員）資金計画上、補助金の所が不明であるため、そこを絡めないと一人当たりの支援の値段というのは出てこないと思う。現状は300円でやっていると言うことを考えると、まずは300円と設定しておいて、補助金が少ないとか、車をリースにするなども含めて再検討していけば良いと思う。

（委員）では、たたき台の項目を埋めるにあたっては現在の300円のままにしておいて、その他謝礼や車両利用の代金、保険などの金額の絡みの中で300円での対応が可能かどうかを検討していくようにする。

残りの項目は次回に検討する。

（市社協）北浜中地区の令和5年度の移動支援の実績の資料をお配りしているのでご参考に。

内容別紙【令和5年度 移動支援月別件数】参照

4. その他

- ・委員報酬のお渡しについて。
- ・次回協議体会議の日程 R7. 2. 28(金)10：00～

**5 今後の見通し・  
必要な対応**

先進事例を参考にしんばら圏域でどのような内容であれば移動支援を実施できそうか引き続き検討する。次回会議では、実施案を完成させ、それをもとに市行政に向けた意見書案を作成する。